

大磯町監査公表第 5 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 9 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 二宮 加寿子

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の対象部課等

（1）対象補助金

町観光協会事業補助金

（2）対象団体等

補助金交付団体：公益社団法人大磯町観光協会

所管部課：産業環境部産業観光課（補助金所管課）

3. 監査の範囲及び事務

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日）に執行された補助金交付団体の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課の補助金に係る事務

4. 監査の実施期間

令和 4 年 8 月 29 日から令和 4 年 10 月 19 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和 4 年度大磯町監査基本計画に基づき、財政援助をしている団体の出納、その他の事務の執行が、財政援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか等に着眼し、補助金交付団体及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

6. 補助金交付団体の概要

昭和 26 年に設立された大磯町観光協会は、社団法人設立を経て、平成 25 年 8 月に公益社団法人大磯町観光協会となり現在に至っている。同協会では、大磯町の観光宣伝、観光客誘致、その他観光に関する様々な事業を展開し、観光事業の健全な発展を通じて町の地域経済の振興や文化の発展に寄与している。

7. 補助金の執行状況

大磯町観光協会補助金交付要綱（平成 21 年 2 月 23 日大磯町告示第 10 号）に基づき交付している本補助金は、同要綱第 2 条に掲げる協会が行う観光宣伝及び観光客の誘致、観光情報の収集及び提供、観光に関する調査研究、観光事業の開催及び支援、観光案内所・観光施設等の管理運営、特産物等の開発・紹介及び販売、観光資源の保全及び整備等で実施する多種多様な事業にかかる賃金、需用費等の経費に充てられている。

8. 監査結果

公益社団法人大磯町観光協会の補助金に係る出納、その他の事務の執行及び所管課における補助金交付に関する事務について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、補助金交付団体である公益社団法人大磯町観光協会及び所管課に対して、次の点について要望する。

(要望事項)

【補助交付団体関係】

- ・町からの補助金について、その効果の検証に常に努めながら、今後も有効に活用されたい。

【所管課関係】

- ・今後も、公益社団法人大磯町観光協会への計画的な支援を行い、実行性のある補助金の交付に努められたい。